

県内市町村が行う不妊治療費の助成について

○一般不妊治療（人工授精）

市町村名	実施内容	助成内容	ホームページ
高山市	1. 治療開始時点において夫婦である方(事実婚含む) 2. 治療期間および申請日のいずれにおいても夫または妻のいずれか一方または両方が市内に住所を有している方 3. 市税等の滞納がない方	1 年間につき(令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月)、治療に要した自己負担額の 3 万円を上限に助成。人工授精に係る事前検査等を開始した診療日の属する月から継続する 2 年間。	https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/docs/2012121101281/
土岐市	保険診療で受けた人工授精（一般不妊治療） 次の全ての項目に該当する夫婦 1. 申請時及び一般不妊治療時に夫婦（事実婚関係も含む）両方又は一方が土岐市に住民登録がある方 2. 一般不妊治療を開始時点において妻の年齢が 43 歳未満である方 3. 医療保険各法による被保険者、組合員、又は被扶養者である方 4. 夫及び妻の市税等に滞納がない方	1 年間につき(令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月)、治療に要した自己負担額の 3 万円を上限に助成。人工授精に係る事前検査等を開始した診療日の属する月から継続する 2 年間。	https://www.city.toki.lg.jp/kosodate/zoshin/1004764/1003610.html
飛騨市	以下のすべてを満たしている方 ・市内に住所を有し、助成を受けた後も引き続き居住する意思のある方 ・夫婦の双方又はいずれか一方が市内に住所を有していること ・特定不妊治療を除く不妊治療及び不妊検査を受けた方 ・医療保険に加入している方	1 年 5 万円を限度とし、対象費用となる本人負担額の 2 分の 1 に相当する額（文書料等直接的な治療費でない費用を除く） 治療を開始した日の属する月から 12 か月経過した月までを治療 1 回とし、連続する 2 年間（2 回分）を助成。	https://www.city.hida.gifu.jp/soshiki/49/465.html

県内市町村が行う不妊治療費の助成について

○一般不妊治療（人工授精）

市町村名	実施内容	助成内容	ホームページ
海津市	・ 法律上の婚姻をしている夫婦または事実上の婚姻関係にあること ・ 治療期間および申請時のいずれにおいても、夫または妻のいずれかが海津市内に住所があること ・ 医療機関（産婦人科など）において不妊症と診断され、治療を受けていること ・ 市税等の未納がないこと	1 回の治療期間につき上限 1 0 万円まで	https://www.city.kaizu.lg.jp/kosodate/0000001447.html
垂井町	以下の条件を満たす方。 ・ 治療開始日において、夫婦であり、申請日において夫婦のいずれか一方が町内に住所を有する。 ・ 他の市町から助成を受けていない。	1 年度の診療分の人工授精にかかる、保険が適用された治療費の自己負担額の上限 5 万円まで助成(千円未満切り捨て)。事前検査、管理料、初診料、再診料、超音波検査、処方等も一般不妊治療に関するものであれば助成の対象とする。治療を開始した月から継続する 2 年間を助成対象とする。	https://www.town.tarui.lg.jp/site/sukoyaka/1496.html
大野町	次の全てに該当する方 ・ 治療期間および申請日において夫婦又はいずれか一方が町内に住所を有している方 ・ 令和 7 年 4 月 1 日以降に不妊治療を終了した方 ・ 健康保険を適用して不妊治療を受けた方 ・ 対象者の世帯全ての方が、町税等を滞納していない方	◇助成の対象経費 一般不妊治療（人工授精）に要する経費に係る自己負担相当額（個室代、食事代、文書料等を除く） ◇助成額 1 年度（4 月から翌年 3 月診療分まで）につき上限 5 万円	https://www.town-ono.jp/0000002480.html
東白川村	・ 夫婦のうち、どちらかが不妊・不育治療の期間及び助成金の交付申請日に本村の住民基本台帳に記録されていること。 ・ ①健康保険法、②船員保険法、③市立学校教職員法、④国家公務員共済法、⑤国民健康保険法、⑥地方公務員等共済組合法の規定による被保険者又は被扶養者であること。	・ 医療保険の対象となる不妊・不育治療であること。 ・ 医療保険各法に規定する治療の給付の適用となる一般不妊治療または不育治療費の自己負担額。助成額：上限 5 万円／回	https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/kurashi/boshi/ninshin/

白川村	・ 一般不妊治療の開始した時点で法律上の婚姻をしている夫婦 ・ 夫又は妻が村内に住所を有する者 ・ 助成金の申請日より 1 年以上前から本村に住所を有する者であり、かつ、引き続き本村に住所を有する意思のある方 ・ 村税等の滞納がない者。	1 回の治療期間につき上限 1 0 万円まで	—
-----	--	------------------------	---